

議案第56号

天理市周辺地区環境整備基金条例の制定について

天理市周辺地区環境整備基金条例を次のように制定しようとする。

令和2年9月1日提出

天理市長 並 河 健

天理市周辺地区環境整備基金条例

(設置)

第1条 天理市は、山辺・県北西部広域環境衛生組合が天理市の区域内に設置するごみ処理施設に係る周辺地区住民の生活環境の向上を図り、周辺地区の発展と活性化を推進する事業に要する資金に充てるため、天理市周辺地区環境整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、天理市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、その設置目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。